地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかつた時には当該個人向け国債を有する者が、平成二十三年七月十五日前であつても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十三年一月十五日から平成二十三年七月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$＋経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

㈡　平成二十三年一月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

十九　払利所金支　元場　日本銀行

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があつたので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十二年七月二十八日

金融庁長官事務代理
金融庁総務企画局長　内藤　純一

貸金業法第三十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

次の理事が平成22年６月15日付で、会員理事を退任した。

役　職	氏　名
会員理事	舟橋　裕道

次の理事が平成22年６月15日付で、常任理事を退任した。

役　職	氏　名
常任理事	小杉　俊二
常任理事	三上　成雄

次の理事が平成22年６月15日第３回定時総会において、会員理事に選任された。

役　職	氏　名
会員理事	久保　　健
会員理事	常峰　　仁

次の理事が平成22年６月15日第３回定時総会において、常任理事に選任された。

役　職	氏　名
常任理事	神内　博喜
常任理事	松浦　一義

貸金業法第三十二条第二項後段の規定に係る事項の変更

広告審査に係る審査基準

平成22年６月18日
日本貸金業協会

Ⅰ．広告出稿審査の対象となる広告に関する基準
１．広告出稿審査の対象となる広告の種類…１
２．テレビＣＭ（個人向け無担保無保証貸付）に関する遵守事項等……１
３．新聞、雑誌及び電話帳広告（個人向け無担保無保証貸付）に関する遵守事項等……３
Ⅱ．広告出稿審査対象外の広告に関する基準
１．広告出稿審査対象外広告の出稿に関する留意事項……５
２．ラジオＣＭ（個人向け無担保無保証貸付）に関する遵守事項等……５
３．チラシ広告（個人向け無担保無保証貸付）に関する遵守事項等……５
４．インターネットによる広告等（個人向け無担保無保証貸付）に関する遵守事項等……６
５．その他媒体による広告（個人向け無担保無保証貸付）に関する遵守事項等……７
６．屋外広告看板等に関する留意事項……８
７．個人向け無担保無保証貸付以外の貸付け広告に関する留意事項……９
Ⅲ．誇大広告の禁止等に関する基準
１．誇大広告の禁止等……９
２．資金需要者等を誘引することを目的とした特定の商品を当該貸金業の中心的な商品であると誤解させるような表示又は説明……10
３．他の貸金業者の利用者又は返済能力がない者を対象として勧誘（広告から誘引すること）する旨の表示又は説明……10
４．借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者等の借入意欲をそそるような表示又は説明……11
５．公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそそるような表示又は説明……13
６．貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させるような表示又は説明……13
Ⅳ．その他留意事項
１．その他適切ではない表現……13
２．その他必要な表示事項……14

貸金業法（以下「法」という。）、貸金業法施行規則（以下「施行規則」という。）及び貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則（以下「規則」という。）等に基づき、広告審査に係る審査基準（以下「基準」という。）を定める。

Ⅰ．広告出稿審査の対象となる広告に関する基準

１．広告出稿審査の対象となる広告の種類

協会員は、以下に掲げる個人向け無担保無保証における金銭を貸付ける契約に係る広告（※１）を出稿するにあたり、協会が設ける審査機関から承認を得なければならない。（規則第43条）

①　テレビＣＭ
②　新聞広告（全国紙、地方紙、ブロック紙、スポーツ紙、夕刊紙、専門紙）
③　雑誌広告（新聞・電話帳を除いた紙による定期刊行物）
④　電話帳広告（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が発行する「タウンページ」及び「ハローページ」（※２））

※１　法第15条（貸付条件の広告等）で定める広告はもちろんのこと、貸付条件を表示していない広告であっても、商品・役務について表示した貸金業の営業広告的内容のものはこれに含む。

また、規則第60条で定める以下の①～⑩の企業広告について、営業広告と差異が不明確なものについては、個別に判断をする必要があると考えられる。

①　セミナー、シンポジウム、芸術・文化・スポーツイベント等の告知（協賛含む。）
②　挨拶、意見、主張、御礼、お詫び
③　新会社設立、企業提携又は合併、社名又はマーク変更
④　周年、株式上場、店頭公開、ブックビルディング
⑤　ＣＳＲ
⑥　法改正、規制緩和、制度改革
⑦　人材募集
⑧　社名、相談窓口、企業概要
⑨　消費者等に対する啓発
⑩　看板

※２　「デイリータウンページ」「ビジネスタウンページ」「タウン＆ハローページ」を含む。

２．テレビＣＭ（個人向け無担保無保証貸付）に関する遵守事項等

⑴　「貸付け条件等の表示」については、規則第45条で定める以下の事項を、施行規則第12条第３項で定めているとおり「明瞭かつ正確」に表示する。

各項目	大きさ	秒　数	備　考
①　貸付利率	32級以上	2.8秒以上	［大きさ］小数点以下については20級以上
②　遅延損害金（利率）	12級以上	2.8秒以上	
③　年齢制限	12級以上	2.8秒以上	
④　その他の事項	８級以上	特に指定しない	・法第15条及び施行規則で定める事項を表示 ・貸金業協会考査承認番号を表示